

(陳受4第4号) 児童虐待防止法の見直しに関する陳情	
受理年月日	令和4年4月26日
陳情者	
陳情の要旨	
あまりにもむごい子どもへの虐待が増えています。 児相では、その事実を確認したり、親と話合いをしているにもかかわらず子どもを救えていません。 親権停止の裁判も時間がかかり、その間に子どもは殺されています。 早急に子どもを救い出すには虐待の事実を確認した時点で即、親と子を引き離すことが必要だと私は考えます。 それには、児童虐待防止法の見直しが不可欠だと思います。 まず、子どもを保護した上で、親と児相の話合いやケア、また親権復帰の裁判にたっぷり時間をかけてほしいと思います。 以上のことから、下記事項について陳情いたします。 記 1 武蔵野市議会から国へ、児童虐待防止法の見直し（親と子を即、引き離す法律の実施）を求める意見書を提出してください。 2 市は下記事項を検討してください。 (1) 市の条例で虐待の事実を確認したら、即子どもを保護できるようにする。 (2) 市単独で児童相談所をつくってほしい。「4月20日のNHKニュース」で高崎市長が「話している間に子どもが殺されている。スピーディな対処が必要だ。市で児相をつくる」と話していました。 (3) 困窮家庭などへの家事援助や見守りの助成を広げ増やしてほしい。 (4) 困窮家庭でなくとも虐待情報に積極的に対処してほしい。	